

資 料

地域連携担当教職員設置要綱

福島県教育委員会

(設 置)

第1条 学校と地域が連携・協働して行う教育活動を、社会教育、学校教育双方の視点から効果的・効率的に展開することを目的として、各学校に置く。

(対 象)

第2条 県内すべての県立学校とする。

(指 命)

第3条 地域連携担当教職員は、対象校に所属する教員であって、原則として、教諭等の職にある者のうち、次のいずれにかに該当する者の中から校長が指命し、校務分掌に位置づける。

ア 社会教育法第9条の4に規定に定める社会教育主事の資格を有する者

イ 学校と地域の連携の重要性を十分に理解し、推進する意欲があると校長が認める者

(任 期)

第4条 地域連携担当教職員の任期は、指命された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職 務)

第5条 地域連携担当教職員は、主に次の職務を担うものとする。

- (1) 学校と地域が連携・協働した取組の調整に関する事
- (2) 学校と地域が連携・協働した取組の連絡や情報収集に関する事
- (3) 学校と地域が連携・協働した取組の充実に関する事
- (4) 福島県地域学校協働本部事業における地域学校協働推進委員会に関する事

(留意点)

第6条 校長及び地域連携担当教職員は、次の事項に留意する。

- (1) 校長は、地域連携担当教職員が円滑に職務を遂行できるよう、研修への参加や校務運営等に十分配慮する。
- (2) 地域連携担当教職員は、前条の職務を行うに当たっては、関係法令の趣旨を踏まえなければならない。

(補 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、地域連携担当教職員の設置に関し必要な事項は、教育長がこれを定める。

(その他)

第8条 福島県教育委員会は次のことに努める。

- (1) 地域連携担当教職員が十分に職務を遂行するために必要な研修等の実施及びその他必要な支援
- (2) 地域連携担当教職員の活動状況の把握
- (3) 地域連携担当教職員の設置に関する評価
- (4) 市町村や学校、地域コーディネーターとの連携

附 則

この要綱は、平成29年4月 1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月 1日より施行する。